（公印省略）
広情個審第３２号
令和８年１０月９日

広島市長　松井　一實　様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長　福永　実

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和８年２月４日付け広佐整第８９８号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第４０２号事案）

別添（情報公開関係　諮問第４０２号事案）

答　申　書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和８年２月４日付け広佐整第８９８号の諮問事案（諮問第４０２号事案）

令和７年６月２５日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年８月８日付け広島市指令佐整第１２７号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年１０月２１日付け審査請求

1　審査会の結論

実施機関が本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2　審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

⑴　審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、真に不開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

⑵　審査請求の理由

ア　本件開示請求に対して、実施機関は、対象となる３つの工事の工事写真を特定し、請求人に対し本件部分開示決定を行った。

請求人が開示文書を閲覧したところ、本来開示すべきと思料される伐採木の処分地名、処分地の管理者名、使用材料写真の使用材料（黒塗り部分）、ミキサー車の車体表示、出来高管理写真の広島市工事監督員の顔も不開示とされていた。

イ　これらは、条例の解釈を誤ったか、意図的に不開示にしたと思料されることから、正しい開示をしなければならないと考える。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

⑴　開示文書の不開示部分は、①個人名、容姿、②法人名、所在地、処分・搬出先の２点である。

⑵　このうち、①については、広島市情報公開条例（平成１３年広島市条例第６号）（以下「条例」という。）に定める「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であり、

条例第７条第１号に該当するため、不開示としたものである。

(3) また、②に関して、条例に定める「法人その他の団体（中略）に関する情報（中略）であって」、「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第７条第３号に該当するため、不開示としたものである。

(4) 請求人は、「伐採木の処分地名、処分地の管理者名、使用材料写真の使用材料（黒塗り部分）、ミキサー車の車体表示、出来高管理写真の広島市工事監督員の顔」について、本来開示すべきと思料される部分が不開示とされていると主張しているが、氏名や容姿については、個人を識別できる情報であって、条例第７条第１号ただし書ア～エの情報にも該当しないため不開示とし、また、法人名を始めとする法人情報については、本市が工事を発注した法人の取引先に関する情報であって、通常、事業を営む者が秘匿することが認められている情報のため不開示としたものであり、請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第１条及び第３条の規定について

条例第１条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第３条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第７条第１号の規定について

条例第７条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第１号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ　当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)　条例第７条第３号の規定について

条例第７条第３号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定しており、「次に掲げるもの」は以下のとおり。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)　本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

対象公文書は、「安佐北１区５３号線ほか１路線道路改良工事（５－１）、安佐北１区５３号線ほか１路線道路改良工事（５－２）及び安佐北１区５３号線ほか１路線道路改良工事（５－３）（以下「本件工事」という。）の工事写真」である。

対象公文書の不開示部分には本件工事の受注事業者の職員の容姿なども含まれているが、請求人は不開示とした部分のうち①伐採木の処分地名及び処分地の管理者名、②使用材料写真の使用材料（黒塗り部分）、③ミキサー車の車体表示並びに④出来高管理写真の広島市工事監督員の顔について開示を求めているため、以下、上記①から④までの不開示部分に係る不開示事由該当性について検討する。

ア　①伐採木の処分地名及び処分地の管理者名について

(ｱ)　当審査会が見分したところ、伐採木の処分地名及び処分地の管理者名に係る不開示部分は、当該処分地を管理する法人名及び管理者の氏名である。

(ｲ)　本件工事の仕様書では、建設発生木材について、「産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設」へ搬出することとされており、建設発生木材の搬出先、つまり伐採木の処分地の選択は、条件はあるものの、受注事業者の裁量に委ねられている。

こうした前提に照らせば、伐採木の処分地名は、本件工事に関する法人の取引先情報と言うことができ、当該情報は、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報と言えることから条例第７条第３号アの不開示理由が認められる。また、処分地の管理者の氏名は、処分地の情報の一部であることから、当該情報についても同様に条例第７条第３号アの不開示理由が認められる。

(ｳ)　したがって、当該情報を条例第７条第３号アにより不開示とした実施機関の判断は妥当で

ある。

イ　②使用材料写真の使用材料について

(ｱ)　当審査会が見分したところ、使用材料写真の使用材料に係る不開示部分は、当該使用材料の製品の製造者の名称、ロゴマーク、住所及び施設名称である。

(ｲ)　当該情報は、本件工事に関する法人の材料等の調達に係る取引先の情報であり、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報と言えることから、条例第７条第３号アの不開示理由が認められる。

(ｳ)　したがって、当該情報を条例第７条第３号アにより不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ　③ミキサー車の車体表示について

(ｱ)　当審査会が見分したところ、ミキサー車の車体表示に係る不開示部分は、ロゴマークである。

(ｲ)　本件工事に係るコンクリートの配合計画書には、本件工事の受注事業者に対して生コンクリートを販売した事業者の名称が記載されており、当該事業者の名称と当該ロゴマーク中の文字列が一致している。このため、当該ロゴマークは生コンクリート事業者を示すものである。

当該情報は、本件工事に関する法人の材料等の調達に係る取引先の情報であり、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報と言えることから、条例第７条第３号アの不開示理由が認められる。

(ｳ)　したがって、当該情報を条例第７条第３号アにより不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ　④出来高管理写真の広島市工事監督員の顔について

(ｱ)　広島市職員の容姿に関する情報は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第７条第１号に該当するため不開示が原則である。

(ｲ)　そこで、当該情報が同号アからエまでの不開示の例外に該当するか検討するに、出来高管理写真は工事の管理のために撮影するものであり、当該写真の性質を考慮すると、同号アにより当然に公にするものとは言えない。

また、同号イの当該情報を開示することへの本人の同意や、同号ウの当該情報を開示することによる人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性は認められない。

さらに、同号エは説明責任の観点から公務員等の職務及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するものであるが、当該情報が職務遂行の内容と直接関連しているとは言い難い。

(ｳ)　したがって、当該情報を条例第７条第１号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5)　結論

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
Ｒ８．２．４	広佐整第８９８号の諮問を受理（諮問第４０２号で受理）
Ｒ８．８．４ （第１回審査会）	第１部会で審議
Ｒ８．９．１ （第２回審査会）	第１部会で審議

参　考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第１部会委員名簿
（五十音順）

氏　　名	役　職　名
青　木　大　輔	弁護士
下久保　聖　司	株式会社中国新聞社　論説委員室論説委員
神　野　礼　斉	広島大学大学院教授
福　永　　実 （部会長）	広島大学大学院教授
見之越　常　治	弁護士